

国立研究開発法人物質・材料研究機構

出資業務実施規程

令和2年3月10日

2020規程第15号

改正：令和4年 4月26日 2022規程第22号

改正：令和4年 8月23日 2022規程第39号

改正：令和5年 3月14日 2023規程第81号

改正：令和5年 8月29日 2023規程第102号

改正：令和6年 6月11日 2024規程第33号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が行う出資業務について必要な事項を定め、出資業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 援助対象NIMSベンチャー 国立研究開発法人物質・材料研究機構NIMSベンチャー援助等規程（平成15年1月23日 15規程第2号）第2条第3号に規定するNIMSベンチャーのうち、同規程第9条第1項又は第2項に定める援助措置を受けるものをいう。
- (2) 株式等 株式（新株予約権を含む。）及び持分をいう。
- (3) 出資業務 国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成11年法律第173号。以下「機構法」という。）第15条第5号に規定する出資に係る業務をいう。
- (4) 経済的利益等 国立研究開発法人物質・材料研究機構利益相反マネジメント規程（平成29年7月12日 29規程第47号。以下、「利益相反マネジメント規程」という。）第2条第4号に規定する経済的利益等をいう。

(出資の実施)

第3条 機構は、この規程の定めるところにより、援助対象NIMSベンチャーに対し、出資を行うことができる。

(出資の目的とする財産)

第4条 前条の出資の目的とする財産は、機構の財産である金銭又は有形固定資産（国立研究開発法人物質・材料研究機構会計規程（平成13年4月2日 13規程第16号）第39条第1号に定める有形固定資産をいう。以下同じ。）とする。

- 2 出資の目的とする金銭は、自己収入を原資とするものでなければならない。
- 3 出資の目的とする有形固定資産は、次のいずれかに該当するものでなければならない。
 - 一 補助金等で購入された有形固定資産以外の有形固定資産
 - 二 補助金等で購入された有形固定資産のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める各省各庁の長の承認を受けたもの又はその処分制限期間を経過したもの。
- 4 出資の目的とする有形固定資産の価額は、鑑定評価等により適切に設定しなければならない。

(出資限度)

第5条 第3条の出資の実施に当たっては、原則として、出資の相手方となる援助対象NIMSベンチャー（以下「出資相手方」という。）の総株主若しくは総出資者の議決権の過半数を取得し、又は保有しないものとする。

(出資の申請)

- 第5条の2 援助対象NIMSベンチャーは、自社への出資を希望するときは、別に定める出資申請書を外部連携部門スタートアップ支援室に提出するものとする。
- 2 外部連携部門スタートアップ支援室は、前項の出資申請書を受領したときは、遅滞なく理事長及び外部連携担当理事に報告を行うものとする。

(出資審査)

- 第6条 理事長は、前条第2項に定める報告を受けたときは、外部連携担当理事に出資審査の開始について指示を行うものとする。
- 2 外部連携担当理事は、前項の指示を得たときは、出資相手方としての援助対象NIMSベンチャーの出資適格性について、外部専門機関への委託等による事前適性調査を行い、その結果について理事長に報告するものとする。
 - 3 前項の事前適性調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 技術的能力に関する事項
 - (3) 財務内容に関する事項
 - (4) 経営体制に関する事項
 - (5) 資金計画に関する事項

- (6) 経営戦略に関する事項
 - (7) 事業の有望性に関する事項
 - (8) 市場性の展望に関する事項
- 4 理事長は、第2項の事前適性調査において当該援助対象 NIMS ベンチャーが出資適格性を有すると認められるときは、次条に定める出資業務審査委員会に対し、これへの出資の可否及び出資条件に関する審査を付託する。
- 5 理事長は、第2項の事前適性調査及び前項の審査の結果を踏まえ、理事会議において援助対象 NIMS ベンチャーに対する出資の可否及び出資条件を決定する。

(出資業務審査委員会)

- 第7条 出資相手方の選定及び追加出資の決定に関する審査並びに議決権の行使、株式等の処分その他出資業務の実施に関する重要事項の調査審議を行うため、機構に出資業務審査委員会を置く。
- 2 出資業務審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(出資契約)

- 第8条 機構は、出資を行うに当たっては、出資相手方及びその経営株主と出資に関する契約（以下「出資契約」という。）を締結するものとする。
- 2 出資契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 出資の目的となる財産及びその価額に関する事項
 - (2) 取得する株式等の種類、数及び割合に関する事項
 - (3) 出資の目的となる財産の引渡し条件に関する事項（表明保証に関する事項を含む。）
 - (4) 出資相手方及び経営株主の義務に関する事項（株式上場努力義務に関する事項を含む。）
 - (5) 出資相手方の経営状況、事業の進捗状況等の継続的把握に関する事項（第11条第1項の規定による調査への協力に関する事項を含む。）
 - (6) 機構が保有する株式等に対する買取請求権に関する事項
 - (7) 機構が保有する株式等の処分その他の措置に関する事項（株式等の譲渡先の紹介等に関する事項を含む。）
 - (8) 反社会的勢力の排除に関する事項
 - (9) その他機構が必要と認める事項

(株主間契約等)

- 第9条 機構は、出資相手方に機構以外の出資者又は出資予定者がいるときは、必要に応じて、出資相手方、その経営株主及び当該出資者又は出資予定者との間で、株主間契約又はこれと同種の契約（以下「株主間契約等」という。）を締結することができる。

(追加出資)

第10条 機構は、出資相手方の経営状況、事業の進捗状況及びそれらに関する課題等を継続的に把握した上で、適切と認められるときは、必要に応じ、追加出資を行うことができる。

2 前項の追加出資を行うに当たっては、出資業務審査委員会において、追加出資の可否及び出資条件に関する審査を行う。

3 追加出資の決定（その出資条件の決定を含む。）は、前項の審査の結果を踏まえ、理事会議において行う。

4 第4条、第5条及び第8条第1項の規定は、この条の規定による追加出資に準用する。

(出資相手方等への調査)

第11条 機構は、出資後において、出資相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事項に関し、出資相手方への調査を行わなければならない。

(1) 経営又は事業の遂行に重大な支障が生じた場合 当該支障の内容及び程度

(2) 出資者たる機構への信義に著しく反する行為があった場合 当該背信行為の内容及びそれが及ぼす影響

(3) その他重要と認められる事項があった場合 当該重要事項の内容及びそれが及ぼす影響

2 機構は、第三者から機構が保有する株式等の譲受けを希望する旨の申出があった場合において、必要と認めるときは、当該第三者及びその申出に関する調査を行うものとする。

3 機構は、前二項の調査の結果を踏まえ、必要と認めるときは、第13条の規定による株式等の処分その他の必要な措置を講じるものとする。

(議決権の行使)

第12条 機構が出資者として行う議決権の行使のうち重要なものについては、理事会議において決定する。

2 前項の決定に当たっては、次に掲げる事項について、出資業務審査委員会に調査審議させることができる。

(1) 議決される事案の内容等に関する事項

(2) 当該議決による出資相手方の経営又は事業の遂行への影響に関する事項

(3) 当該議決に伴う機構の運営等への影響に関する事項

(4) その他議決権の行使に関する決定のために必要な事項

(株式等の処分)

第13条 機構は、出資相手方の経営状況、事業の進捗状況等を勘案し、適当と認めるとき

は、機構が保有する株式等を処分することができる。

- 2 株式等の処分については、理事会議において決定する。
- 3 前項の決定に当たっては、次に掲げる事項を出資業務審査委員会に調査審議させ、当該調査審議の結果を踏まえ、処分の可否、処分の方法その他の必要な事項を決定するものとする。
 - (1) 出資相手方である援助対象NIMSベンチャーにおける機構の成果の普及及び活用の促進の達成状況に関する事項
 - (2) 当該株式等の処分が出資相手方の経営及び事業の遂行に及ぼす影響に関する事項
 - (3) 処分する株式等の種類、数量及び割合に関する事項
 - (4) 処分する株式等の譲渡先及び譲渡の価額その他の条件に関する事項
 - (5) その他株式等の処分に関し必要な事項
- 4 前項の規定にかかわらず、機構は、出資相手方が上場したとき又は出資契約若しくは株主間契約等に基づく買取請求権若しくは売却請求権を行使するときは、出資業務審査委員会の調査審議を省略することができる。

(上場後の株式等の取扱い)

第13条の2 機構は、援助対象NIMSベンチャーが上場したのちになおその株式等を保有するときは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)等関係法令を遵守するとともに、当該株式等の価値に係る経済的合理性、援助対象NIMSベンチャーへの支援の必要性等を総合的に勘案し、適切に管理又は処分を行うものとする。

(出資業務管理者)

第14条 出資業務の適正かつ円滑な実施に資するため、機構に出資業務管理者を置く。

- 2 出資業務管理者は、外部連携部門スタートアップ支援室長をもって充てる。
- 3 出資業務管理者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 出資相手方の選定に必要な情報資料の収集・分析
 - (2) 出資に関する相談への対応
 - (3) 出資相手方の経営状況、事業の進捗状況等に関する調査把握
 - (4) 出資相手方である援助対象NIMSベンチャーへの援助業務に関する助言
 - (5) 出資業務審査委員会の運営に関する援助・助言
 - (6) その他出資業務及びこれに附帯する業務の管理等に関し必要な業務

(利益相反マネジメント)

第15条 出資業務の実施に伴い生じる機構の役職員の利益相反については、利益相反マネジメント規程の定めるところにより、適切に管理するものとする。

(事務)

第16条 出資業務の実施に関する事務は、外部連携部門スタートアップ支援室において処理する。

2 出資業務の実施に関する事務に従事する職員は、出資相手先である援助対象NIMSベンチャーとの間で経済的利益等が生じる場合には、当該出資相手方への出資に関連する事務に関与してはならない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、出資業務の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和2年3月10日から施行する。

附 則（令和4年4月26日 2022規程第22号）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和4年8月23日 2022規程第39号）

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日 2023規程第81号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月29日 2023規程第102号）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年6月11日 2024規程第33号）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。